

議案第 8 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会 長 相 川 宗 一

項目	地方税の取扱い
	地方税は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

個人市民税	現行のとおりとする。
法人市民税	均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。 法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。
固定資産税	税率は、現行のとおりとする。 納期は、さいたま市に統一する。
軽自動車税	現行のとおりとする。
都市計画税	さいたま市の制度に統一する。
事業所税	さいたま市の制度を適用する。

議案第 8 号関係（地方税の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 個人市民税</p> <p>(1) 均等割 年額 3,000 円</p> <p>(2) 所得割 標準税率</p>	<p>1 個人市民税</p> <p>(1) 均等割 年額 3,000 円</p> <p>(2) 所得割 標準税率</p>
<p>2 法人市民税</p> <p>(1) 均等割 標準税率</p> <p>(2) 法人税割 税率</p> <p>14.7%</p> <p>12.3%（課税の特例）</p>	<p>2 法人市民税</p> <p>(1) 均等割 標準税率</p> <p>(2) 法人税割 税率</p> <p>14.7%</p> <p>12.7%（課税の特例）</p>
<p>3 固定資産税</p> <p>(1) 税率 1.4%</p> <p>(2) 納期</p> <p>第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 3 期 12 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</p>	<p>3 固定資産税</p> <p>(1) 税率 1.4%</p> <p>(2) 納期</p> <p>第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 3 期 12 月 1 日から同月 28 日まで</p> <p>第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</p>
<p>4 軽自動車税</p> <p>税率 標準税率</p>	<p>4 軽自動車税</p> <p>税率 標準税率</p>
<p>5 都市計画税</p> <p>(1) 税率 0.3%</p> <p>(2) 納期 固定資産税に同じ</p>	<p>5 都市計画税</p> <p>(1) 税率 0.2%</p> <p>(2) 納期 固定資産税に同じ</p>
<p>6 事業所税</p> <p>(1) 資産割 税率 600 円 / m²</p> <p>(2) 従業者割 税率 0.25%</p>	<p>6 事業所税</p> <p>課税団体ではない。</p>